

京都市上下水道局公印規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市上下水道局公印規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局公印規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

別表第2 その他の公印の項中「南部配水管理課長,」の右に「北部給水工事課長, 南部給水工事課長,」を加える。

(京都市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「水道管路建設事務所長, 北部配水管理課長又は南部配水管理課長」を「北部配水管理課長, 南部配水管理課長, 北部給水工事課長, 南部給水工事課長又は水道管路建設事務所長 (以下「営業所長等」という。)」に改め, 同条第2項中「営業所長」を「営業所長等」に改め, 「, 加圧施設管理事務所長, 水道管路建設事務所長, 北部配水管理課長又は南部配水管理課長」を削り, 同条第4項中「営業所長」を「営業所長等」に改め, 「, 北部配水管理課長, 南部配水管理課長及び加圧施設管理事務所長」を削る。

別表(1)中	「 (イ) 京都市上下水道局 組織及び事務処理規程 第1条第1項に規定す る課(経理課及び地域 事業課を除く。)の長 お客さまサービス推進室 業務管理担当課長 料金・システム企画 担当課長 各営業所長 疏水事務所長 水道管路管理センター 北部配水管理課長	を	「 (イ) 京都市上下水道局 組織及び事務処理規程 第1条第1項に規定す る課(経理課及び地域 事業課を除く。)の長 お客さまサービス推進室 業務管理担当課長 料金・システム企画 担当課長 各営業所長 疏水事務所長 水道管路管理センター 北部配水管理課長	に改める。
--------	--	---	--	-------

南部配水管理課長 各下水道管路管理センター所長 下水道建設事務所長

南部配水管理課長 北部給水工事課長 南部給水工事課長 各下水道管路管理センター所長 下水道建設事務所長

「

別表(2)中

(イ) 資器材・防災センター所長	資器材・防災センター管財係長
------------------	----------------

を

「

(イ) 資器材・防災センター所長	資器材・防災センター 防災・管財係長
------------------	-----------------------

に改め、

「

(エ) 各営業所長 加圧施設管理事務所長 水道管路管理センター 北部配水管理課長 南部配水管理課長 水道管路建設事務所長	各営業所 お客さまサービス係長 加圧施設管理事務所 施設係長 水道管路管理センター 事務係長 水道管路建設事務所長 事務係長
---	---

を

」

「

(エ) 各営業所長	各営業所
加圧施設管理事務所長	お客さまサービス係長
水道管路管理センター	加圧施設管理事務所
北部配水管理課長	施設係長
南部配水管理課長	水道管路管理センター
北部給水工事課長	事務係長
南部給水工事課長	水道管路建設事務所長
水道管路建設事務所長	事務係長

に改める。

」

(京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第3条第1号に掲げる職務の部技術長の項中「南部配水管理課長,」の右に「北部給水工事課長, 南部給水工事課長,」を加え, 第3条第3号に掲げる職務の部技術長の項, 第3条第7号に掲げる職務の部技術長の項及び第3条第8号に掲げる職務の部技術長の項中「南部配水管理課長,」の右に「北部給水工事課長, 南部給水工事課長」を加える。

附 則

この規程は, 平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)